

## 筑紫岩戸山古墳の囚人石像

—その造型に秘める刑罰の神祇的特性—

### （目次）

- 一 邪馬台国の犯罪と刑罰
  - (一) 三国志魏志倭人伝にみる倭国の刑罰
  - (二) 三国遺事にみる倭国の刑罰
- 二 筑紫國風土記の石像囚人と裸体刑
  - (一) 日本書紀など旧辞紀にみる律令以前の倭の諸刑
  - (二) 記紀と筑後國風土記逸文との相違・関連性
  - (三) 石像囚人の存在と別区の目的・性格
  - (四) 裸体刑の形態と造型的意図
- 三 磐井の乱後にみる刑罰の律令化
  - (一) 神意裁判と土俗的刑罰の併立混在
  - (二) 磐井の神祇性と陰陽道の俗性
  - (三) 磐井の乱の影響と刑罰的意義
- 四 穢除の裸体刑を推察する時代背景参考年表  
あとがき

重松一義

# 一 邪馬台国の犯罪と刑罰

## (一) 三国志魏志倭人伝にみる倭国の刑罰

わが国の古代国家「邪馬台国」の政治・経済・慣習などの解明については、考古学・文献学の側面から研究がとみに深められており、その論考は尽きない。刑罰史の面においても、そこに遡る体系的追究への願いは同様に大きいものがある。刑罰論考も本来的にはその舞台である邪馬台国(1)の地理的位置づけを前提的に踏まえる必要があり、ここでは三国志魏志倭人伝の倭国について、倭奴国<sup>やまと</sup>が大和王朝であり、奴国<sup>な</sup>が漢の倭の奴の国王のいる筑紫王朝とみる仮説に立ち、論を試みたい。

中国の魏の時代といえば三世紀中頃、わが国に遣わされた使者の見聞『三国志魏志倭人伝』紹興本によれば、風俗については「女王國萬二千餘里男子無大小皆黥面文身」と、犯罪については「婦人不淫不妬不盜竊少諍訟」と、縁坐については「訟其犯法輕者沒其妻子重者滅其門戸」と記されている。

すなわち倭国では、男子は大人も子供も魔除けの入墨をしており、婦人は貞節でつつましく、盜みなど犯罪・争訟が少なく、軽い罪は妻子を没収され、重い罪ではその一族が縁坐して罪に服すということを伝えているのである。没するとは必ずしも身体刑でなく、人格・身分を貶す、罪人の累系として奴隸的身分に置くものと解される。

## (二) 三国遺事にみる倭国(1)の刑罰

また眼をより近い朝鮮半島の文献に転じれば、古朝鮮(高句麗・百濟・新羅)の王暦・紀異・民族・説話などを採

録した高僧一然（一二〇六—一二八九）の著『三國遺事』という記録がある。いわばわが国の『古事記』に該たるものといえる。これを播けば、中国の史記・漢書・魏書や高僧伝の引用が多く、倭国との深い係わりや、政治犯（主として人質）を中心とした断罪例・拘禁例も散見される。その一例に「朴堤上伝承」といわれるものがあることに注目してみたい。

その筋書きを略述すれば、新羅の臣堤上は、倭国にとらえられて人質となっている前王奈勿王（新羅十七代王の子未斯欣）の救出をめざして倭国に潜入、国を追われた亡命者（反体制者・政治難民）のごとく装つて倭国王に臣従、その厚い信頼を得た。倭国王が未斯欣と堤上と共に将軍に任じて新羅に派兵する機会が訪れたことを奇貨として、いつもの日課どおり未斯欣の供をして海辺を散策、舟を出して釣を装い、そのまま堤上は未斯欣を新羅に逃げ帰らせることに成功した。しかし自らは倭王に捕えられてしまった。というものである。そこでの取調問答は、

倭王怒曰。今汝已為我臣。而言鷄林之臣。則必具五刑。若言倭國之臣者。必賞重禄。對曰。寧為鷄林之犬。不為倭國之臣子。寧受鷄林之筆楚。不受倭國之箠祿。王怒。命屠剝堤上脚下之皮。刈兼使趨其上（今兼葭上有血痕。俗云堤上之血）。更問汝何國臣乎。曰鷄林之臣也。又使立於熱鐵上。問何國之臣乎。曰鷄林之臣也。倭王知不可屈。燒殺於木島中。

とあり、この現代訳はつぎのとおりである。

倭王は怒つて、「いまお前はすでに私の臣下となっている。それなのに、鷄林（筆者注＝新羅の國の俗称）の臣だなどというならば、かならず五刑を用意する。もし倭國の臣であるというなら、重い祿を与えよう」といったが、堤上の答えは、「むしろ鷄林の犬。豚となつても、倭國の臣にはなりたくない。むしろ鷄林の刑杖ならば受けてもよいが、倭國の爵祿は受けたくない」であった。王は怒つて、堤上の脚の皮をはぎとり、兼葭（秋）を刈つてきて、その上を走らせた（いま秋の上の血痕があるのは、俗に堤上の血であるといわれている）。それからさらに尋ねた。「お前はどこの國の臣なのかな？」堤上が「おれは鷄林の臣だ」と答えると、こんどは堤上を熱した鉄のうえに立

たせておいて、「どこの国の臣か」と聞いたが、なおも「鷄林の臣だ」と答えたので、とうてい屈服させることはできないと悟り、木島へつれていって焼き殺してしまつた。

## 二 筑紫国風土記の石像囚人と裸体刑

### (一) 日本書紀など旧辞紀にみる律令以前の倭の諸刑

この古朝鮮『三国遺事』での倭国王がいう五刑とは、中国で古くから採られている墨刑(いれずみ)・劓刑(鼻切り)・刖刑(足切り)・宮刑(男性生殖器除去)・大辟(絞斬の死刑)をさすものであると同訳書に注記<sup>(3)</sup>されている。ただ、これは律令以前、すなわち、わが国が法条化された法制を整える以前の古朝鮮側記事として、『古事記』風に伝承されたものにすぎない。はたして、そのような蒹葭を刈つてきて、その上を走らせるといった拷問的取調や、中國の肉刑を主とした五刑が整えられていたものであろうかであるが、この部分は肯定し難いものとして検討を要しよう。なんとなれば、わが国にはわが國なりに『古事記』『日本書紀』(以下記紀と記す)で独自の記録をもつのであつて、一例を挙げれば『古事記』中巻・仲哀天皇の項をみても、この注釈と相違したことが記されているからである。すなわち天皇が熊襲を討つため筑紫の訶志比宮に玉座をとられたとき、神託を疑い「神の詐り」とのべたことから神の怒りをうけ、神罰により急死するのであるが、この葬儀のとき、筑紫国から大奴佐(大幣)<sup>(4)</sup>を献上させ、大祓をさせたとの記事が、

殞宮に坐せて、更に國の大奴佐を取りて、生剝、逆剝、阿離<sup>アラハ</sup>、溝埋、屎戸<sup>スカヘ</sup>、上通下通婚、馬婚、牛婚、鷄婚<sup>トリタタケ</sup>の罪の類を種種求ぎて、國の大祓を為て、亦建内の宿彌沙庭<sup>サニワ</sup>に居て、神の命を請ひき。  
と記され、農耕妨害を中心としたわが國固有の古代刑罰として、その罪種を掲げている。朝廷(大和王朝)直属の刑

政担当官司「刑部」ですら、磐井の乱の半世紀前、允恭天皇三年紀(四四三年)に設けられたばかりで、すくなくとも中国風の五刑は、磐井の乱の一七年のちである大化改新(六四五)以降に本格導入され、法制化されてゆくのである。

ともあれ、例として挙げたこの朴堤上伝承は、古朝鮮三国の正史として一一四五年に編纂された『三国史記<sup>(6)</sup>』にも記されており、人質をめぐるこの種の抑留・断罪事例が、倭国・古朝鮮間にあつたとの伝承がなされていると、そのように把えるべきであろう。また朴堤上伝承の年代は、四〇一～四一八年の間に起つた人質事件と推定せられている。<sup>(7)</sup>ただ本論では、これら冗長にわたる伝承を詮索する眼目は、実はこれらの伝承は律令体制以前の、いわゆる磐井の乱(五一七、五一八)以前の事件であることを確かめたいためである。

## (二) 記紀と筑後國風土記逸文との相違・関連性

日本史上、この磐井の乱を伝える文献は、基本的にいつて、つぎの三つを示すことができる。

① 此の御世に、竺紫君<sup>(8)</sup>石井、天皇の命に従はずして、多く禮无かりき。故、物部荒甲の大連、大伴の金村の連二人を遣はして、石井を殺したまひき(『古事記』継体記)

② 二十一年の夏の六月の壬辰の朔甲午に、近江毛野臣、衆六萬を率て、任那に往きて、新羅に破られし南加羅・喙<sup>(9)</sup>呑を為復し興建てて、任那に合せむとす。是に、筑紫国造磐井、陰に叛逆くことを謀りて、猶預して年を経。事の成り難きを恐りて、恒に間隙を伺ふ。新羅、是を知りて、密に貿賄を磐井が所に行りて、勸むらく、毛野の軍を防遏へよと。是に、磐井、火・豊、二つの国に掩ひ據りて、使修職らず。外は海路を邀へて、高麗・百濟・新羅・任那等の国の年に職貢る船を誘り致し、内は任那に遣せる毛野の軍を遮りて、乱語

(云々以下略) (『日本書紀』継体二十一年紀)

これを読み下せば、『古事記』上巻においては、磐井は継体天皇の命に従わず、平素の挨拶も無いという無礼か

ら、これを殺したとの簡単な記述にとどまっている。いっぽう『日本書紀』下巻では、繼体天皇の二十一年(五二七)、「新羅真興王」の代であるが、任那を侵略したため、天皇は六万の大軍を近江毛野(おおみのけな)に授けてこれを救援に向わせた。新羅は火(肥前・肥後)・豊(豊前・豊後)を直属し、北九州を配下に置く倭の実力者磐井に金品(賄賂)を贈つて天皇(官軍)の大軍を阻止するよう、その蹶起をうながしたとある。

『日本書紀』はこの一文につづき、このとき天皇は、磐井の勢力下にある長門・筑紫以西の攻略作戦として、事前に「長門以東は、朕、之を制せむ。筑紫以西は、汝、之を制せよ」(朕とは繼体天皇、汝とは物部鹿鹿火)との約束をなした記事を見る。「制せよ」とは終局的に、それぞれ征服地(占領地)を私領として分配する意と解釈される。

しかし、応戦する磐井は、毛野に対し、「今こそ使者(つかがい)たれ、昔は吾(ともだち)が伴(ともだち)として、肩すり肘(ひじ)すりつつ、共器(おなじご)にして同食ひき。いざくにぞ、にわかに使となりて、余をして(われ)爾が前にしたがはしめむ」(『日本書紀』)との心情を披露している。このようなやりとりはあるものの、結局、激戦の末え磐井は敗れ、斬られたとあり、磐井の子の筑紫葛子(かずやのみやけ)は糟谷屯倉(くずやのとんそう)を献上することにより罪を赦され、この地の豪族として存続、大和王朝配下の筑紫の上級官員としての地位を保つのである。

ところで、これら記紀(古事記・日本書紀)につづく第三の文献、『糸日本紀(しゃくにほんぎ)<sup>(9)</sup>

- 紫國風土記逸文』(以下風土記逸文と記す)には、磐井の乱後に知られるごとく、不可解な刑罰造形を遺すのであって、それがここで問題とする岩戸・山古墳(磐井の墓「寿陵」)の「別区」と「囚人石像」の記述と符号する事柄である。すなわち同文献の当該記述箇所に、つぎのような一文を見るのである。
- ③ 上妻県、県南二里、有築紫君磐井之墓墳。高七丈、墓田南北各六十丈、東西各卅丈。石人石盾各六十枚、交陣成行、周匝四面。當東北角、有一別区。号曰「衙頭」。前有一人、裸形伏地。号曰「偷人」、側有

石猪四頭<sup>一</sup>。号<sup>ニ</sup>「臘物」。彼処亦有石馬三匹石殿三間石藏二間。古老伝云。当雄大迹天皇之世筑後君磐井豪強暴虐不偃皇風。生平之時予造比墓。俄而官軍動發欲襲之間知勢不勝。独自遁于豊前國上膳縣終于南山峻嶺之曲。於是官軍追尋失蹤。士怒未泄。擊折石人之手打墮石馬之類。古老伝云。上妻県多有篤疾。蓋由茲歟。

この原文はつきのごとく読み下される。

上妻の縣の南二里に筑紫君磐井の墓墳あり。高さ七丈、周六丈なり。墓田は、南と北と各六十丈、東と西と各卅丈なり。石人と石盾と各六十枚、交陣なり行を成して四面に周匝れり。東北の角に当りて一つの別区あり。號けて衙頭<sup>一</sup>と曰ふ。衙頭<sup>一</sup>は、其の中に一人の石人あり、縱容に地に立てり。號けて解部<sup>一</sup>と曰ふ。前に一人あり、裸形にして地に伏せり。號けて偷人<sup>一</sup>と曰ふ。生けしきと猪を喰みき。仍りて罪を決められむとす。側<sup>一</sup>に石猪四頭あり。臘物と號く。彼の處に亦石馬三疋・石殿三間・石藏二間あり。古<sup>一</sup>老の傳へて云へらく、雄大迹の天皇のみ世に當りて、筑紫君磐井、豪強く暴虐くして、皇風に偃はず。生平りし時、預め此の墓を造りき。俄にして官軍動發りて裏たむとする間に、勢の勝つまじきを知りて、獨白、豊前の国上膳の縣に遁れて、南の山の峻しき嶺の曲に終せき。ここに官軍、追い尋ぎて蹤を失ひき。士怒泄まず、石人の手を擊ち折り、石馬の頭を打ち墮しき。古老の傳へて云へらく、上妻の縣に多く篤き疾あるは、蓋しくは茲に由るか。

磐井の反乱の詳細な理由は記されていないが、殺されることもなく、豊前國上膳縣（大分県境で現在の福岡県豊前市に属す）求<sup>一</sup>音提山塊の中に逃亡<sup>一</sup>したとあり、記紀と大きく異にした内容となっている。この風土記は磐井の乱一八六年後の和銅六年（七一三）に撰進されたもので、戦勝者の大和朝廷で編纂した記紀にはない地方性をもつものとして、信頼性が高いとされている。<sup>四</sup> それでは、はたしてこの記述にみる「別区」「石像囚人」は一体何を意味し、何を物語るものであろうか。

### (三) 石像囚人の存在と別区の目的・性格

八女丘陵あるいは八女古墳群といわれるものの一つ「岩戸山古墳」<sup>(13)</sup>は、西の背振山系から東の古処山を含む山系へと連なる幅三キロの地峡を成し、「岩戸山歴史資料館展示目録」<sup>(14)</sup>でも、

筑紫君の幾世代にもわたる墓域<sup>(15)</sup>と考えられる八女丘陵は東西一〇数キロにおよぶ。この丘陵には西側から石人山古墳、神奈無田古墳、岩戸山古墳、乗場古墳、善蔵塚古墳、鶴見山古墳、釘崎古墳群、丸山古墳など十基の著名な前方後円墳がある。この東方には金製垂飾付耳飾りや多数の埴輪を出土した立山山八・三号墳、巨石古墳として有名な童男山古墳などがあり一大古墳群を形成している。総数は一五〇～三〇〇基と考えられている。

と解説されている。それは福岡平野と筑紫平野の境界線を形づくつており、北九州一帯を支配するには絶好の場所に位置している。

この地の石人石馬は古くから知られており、この地の小字でも「人形原」、俗に「人形ケ原」、「にんぎょうばる」と呼ばれてきた。<sup>(16)</sup>風土記逸文から長い歳月を重ねた南北朝時代、將軍足利義満の建徳元年（一三七〇）に画かれた「大善寺玉垂宮縁起」にも石人石馬の存在を伝えている。しかし、この石人石馬は幾度かの破壊・転用・整地に際会し、その都度この近隣を移動していることが知られている。文献上からも、

○第一回は磐井の乱の終末として、先述のごとく大和王朝軍（官軍）が石人石馬の手足を打ちくだき、首のない形のものにしている（風土記逸文）

○第二回は慶長六年（一六〇一）、筑後領主有馬豊が將軍徳川秀忠の「一国一城の令」（元和元年）に従つて福島城にて使用。<sup>(16)</sup>

○第三回は元和七年（一六二二）、筑後領主有馬豊が將軍徳川秀忠の「一国一城の令」（元和元年）に従つて福島城

## (9) 筑紫岩戸山古墳の囚人石像

表1 岩戸山古墳出土石人石馬一覧

No	保管者（所在地）	種類・数量（発見地点地図参照）（備考）
1	八女市教育委員会・岩戸山古墳 収蔵庫（八女市吉田）	円体石人八・武装円体石人二・裸形円体石人六。（男五・女一）・偏平石人三（「は後円部頂上の前下、一 はC・一はF」・石韁一〔C〕・円体石人首三・韁三・盾（韁三〔うち〕はD）・石刀五（うち一はF、三 はC）・石造刀装具の三輪玉一（うち一はF）・石矛一・石塙一・石鶴一〔G〕・偏平石刀一・石馬一・石馬 蹄一・石猪一（旧福島城跡の福島公園のものをふくむ）
2	九州大文学部考古学研究室	裸形円体石人一・石人残欠二・石造刀装具（三輪玉ほか）三・石刀一・石鶴頭二（いずれも別区）
3	長峰小学校（八女市長峰）	扁平石人頭部一・円体石人頭部一・裸形円体石人一・石鶴一・石猪一
4	正福寺（八女市福島）	武装円体石人頭部一・裸形円体石人一・円体石人一・馬一（推定岩戸山）
5	岩崎光（筑後市長浜）	円体石人一・扁平石人一・石鶴一・扁平水鳥一（いずれも別区）
6	橋爪克巳（八女市吉田）	石鶴頭一・石刀一・裸形円体石人（手・刀子・男根をあらわす坐像）（別区）
7	東京大理学部人類学教室	石盾（韁）・石馬蹄一（いずれもD）
8	関西大文学部本山考古資料	円体石人頭部一・石韁一
9	篠山神社（久留米市篠山）	扁平石人頭部一・石盾（人物・韁）一〔Dの西〕
10	風浪神社（三潴郡大川町）	石盾1・扁平石人一
11	福岡教育大学（宗像郡赤間町）	石韁一〔D〕・石刀装具一
12	京都大文学部考古学研究室	石さしづ一〔別区〕（井上農天旧蔵）
13	東京国立博物館	扁平石人一（後円部頂上前下）
14	陣ヶ原公園（日田市陣ヶ原）	扁平石人一
15	徳永速美（八女市吉田）	石韁（同心円文をともなう）一（宅地内小祠）
16	善正寺（八女市今福）	石塙（伝岩戸山）一

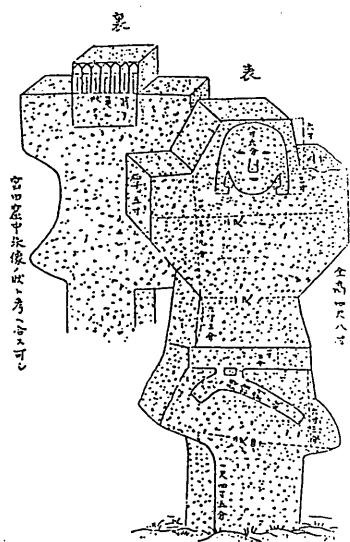
(出典) 小田富士夫「岩戸山古墳」(森浩一「探訪日本の古墳」西日本編、有斐閣選書八八頁・昭和五六年) より



A 鞠（矢をいれる器）を負う別区の奴戻型武装扁平石人像



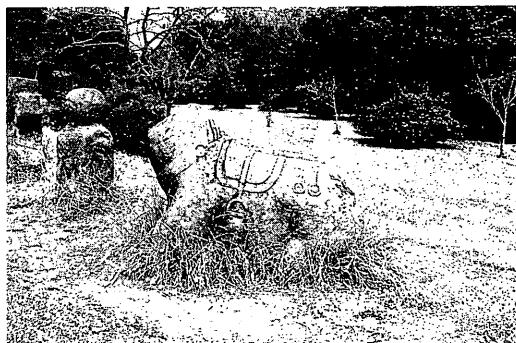
B 婦人を思わせる別区の平装石人像



C 矢野一貞が描く奴戻型武装扁平石人像



D 別区の北側に並列する石人・石馬像



E 首のない石馬。磐井の乗馬を模したものが、鞍・輪鎧(わぶみ)・杏葉(きょうよう)の模様が鮮やかに刻まれている。



F 別区からみた岩戸山古墳の北側



G 南端からみた別区。この突き当たりに石人・石馬像が並ぶ。

○第四回は寛文一〇年(一六七〇)、江戸御普請のため、その一部を海路搬出、つぎのごとく海難により喪失している。

当國之先主田中筑後守殿代迄は、岩戸山に石壁岩穴四間四面之岩戸其外石共數多御座候得共江戸御普請之砌田中久兵衛殿御取成江戸に御上せ被成候處終に上着仕らず西海之内にて船盡破損仕人數茂多相果候由申伝候(寛文十庚戌十一月二十日・筑後国福島組大庄屋取調書)<sup>(1)</sup>

○第五回は明治三九年(一九〇六)日露戦争記念碑建立のため福島城趾(現在の八女公園)を整地中、埋められた石人石馬が新しく一〇個掘出される。

○第六回は明治四四年(一九一二)、この筑紫平野室岡の地でおこなわれた陸軍大演習を明治天皇が統監された折、御立台である岡山公園(現在は八女市西端)で天覧に供するため石人石馬を集めている。このとき、ここで問題の裸体石人(囚人)もあつたとみられ、明治天皇が「稀れに見る珍奇なものよ」と高笑いされると、地元では今にこのような表現で云い伝えられている。地元誌『久米めぐり』(昭和九年八月一七日刊)にも、「大元帥陛下には御氣嫌殊に麗しく『奇態なものよ』と仰せられ、玉音朗らかに御笑い遊ばされたということである」と記している。

○第七回は大正二年(一九一三)、天皇天覧を機として地元では石人石馬の保存の声が高まり、八女公園内に石人堂が建立され、ここに近隣散在のものが集められている。<sup>(2)</sup>ついで岩戸山にも石人堂が設けられている。

○第八回は昭和三四四年(一九五九)、八女市はこの年文化財に指定された石人石馬を岩戸山古墳に集結、収蔵庫を設ける。

○第九回は昭和五九年(一九八四)、古墳に隣接した八女市大字吉田一三九六一一の地に八女市立岩戸山歴史資料館を創設(同館設立前、この土地は八女警察署官舎の敷地であった)

という経緯をたどっている。石人石馬の伝来とその存在は、このような変遷を見るものの、岩戸山古墳の被葬者が磐井であると推断するのは、きわめて新しいことであつた。江戸時代の初期、俳人向井去来（一六五一～一七〇四）がこの地を訪れ、「稻妻や人形が原の魂よばい」と詠み、幕末、矢野一貞の弟子船曳鉄門が、「古へをたどる山路に立出でて 語り頽なる石の人形」（原文はひら仮名）とあるものの、磐井の墓としては触れられていない。九州最大級の前方後円墳「岩戸山古墳」（昭和四四年の八女市の調査では全長約一三五メートル、後円径約六〇メートル、高さ約一三・五メートル）に学術的な眼を向けた最初の人は、久留米藩士（二百石馬廻組）で国学者でもある矢野一貞（一七九四～一八七九）である。一貞は古墳・石人の丹念な実測図をのこし、『筑後將士軍談』全五十六巻を著して、磐井の墓であると論じている。

その後の本格的研究は昭和時代に入つてからであり、昭和一五年（一九四〇）、大場磐雄氏が同古墳の東北にある一角を風土記逸文どおりの「別区」であることを提唱、昭和二一年（一九四六）、鏡山猛・森貞次郎氏らの調査での存在が確認せられ、昭和三一年（一九五六）、森貞次郎氏は「筑後國風土記逸文に見える筑紫君岩井の墳墓」（考古学雑誌第四一巻三号）として発表している。一貞の研究から約一二〇年のちにあたるが、森論文は一貞が触れていない墳墓・別区の大きさ・方位から調査すると共に、風土記逸文の記述が現在の状況と数値的に符号することを論証、磐井の墓との説得力ある定説をもたらしたことである。この研究につづき、石人石馬の具体的分布や系譜などにつき、基礎的調査をなし、体系づけたのが小田富士雄氏を中心とした諸研究<sup>〔4〕</sup>である。

岩戸山古墳がこのように、磐井の墓であるとする定説に至ることにより、そこにある特殊な「別区」は一層「特別区」としての意味合いをもつて注目されてゆく。別区は風土記逸文の記述どおり、東北角に前方後円墳の外周堤（空堀り）が接続して、ほぼ方形（一边約五〇メートル）に張出して現存する平坦台地である。しかも、この別区は單に隣接しているというものではなく、古墳に付属した特別の目的をもつものと考えられるものである。近年、研究が進められている埼玉県の稻荷山・二子山両古墳においても、文献上の「別区」と呼ぶ裏付けはないものの、

方形の区画のあることが認められている。すなわち

「周堤における形象埴輪を配置した特別な区画は、埼玉古墳群の埼玉稻荷山古墳でも確認されている」<sup>(20)</sup>

「後円部西側面の中堤の一面が外濠側に方形に張出しており、南北二七メートル、東西二六・五メートルのほぼ方形であり、そこに配列されていたとみられる巫女、彈琴する人物、眉庇付冑をつけた武人、盾をもつ武人などの人物埴輪が、家形埴輪や円筒埴輪とともに出土している」<sup>(21)</sup>

といった指摘である。岩戸山古墳の別区は兵刑祭祀の何れの行事にも使用せられた祭場(斎場・清めの場・集会場)でもあり、法廷でもあつたものであろう。ここにもう一度、風土記逸文を振返り、その記述の間隙から別区の謎を推察してみよう。

(1) その推論の一としては磐井名君説である。身をそらし堂々と立つている解部(裁判官)は、磐井の乱の一〇〇年前、すなわち允恭天皇四年紀に刑部なる裁判役所が大和王朝にあり、物部氏によりその付属のヒトヤ(牢獄・牢  
圍)が管理せられていた。解部は制度としてすでに実在していたのである。この制度に立つて石猪四頭窃盜事件を見る場合、別区は京都の「糺の森」(京都の鴨川の分岐点にある森、取調・裁判に関係ある地名であるが文献上は明らかでない。私は平安京の鬼門にあたる神判糺明の処と考える)・「レバノンの森」(ソロモン王の宝庫で武器庫・法廷でもある)・「天子の森」(太宰府近くの朝倉にある)といつたものに模したものであろう。また別区の別名が「衙頭」であると解説するところより、「衙」は戦闘体制下にある大将軍の本営を意味し、大将軍を「衙門將軍」(晋書)と呼ぶことから、戦闘体制に入った軍事政権下の司法を模したものであるかも知れない。よって衙頭に立つ解部は武装した武士が兼ねる取調官・裁判官の姿といえるものであろうか。ごく一般的に理解する一推論として、

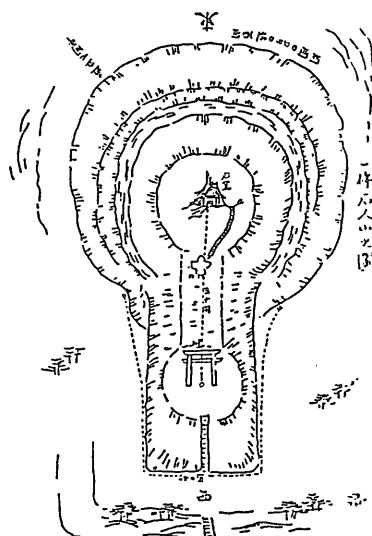
それは衙頭という役所があつて、解部が立ち、偷人がたれ伏せている。偷人は生きている時に猪を盗んだので、有罪判決を受けているのだ。という意味の記述だ。これは磐井在世中の裁判の情景を説明しているのだろう。解部というのは裁判・検察・行政の諸権限をもつていた人物と思われる。別区に残されていた石人・石獣

岩戸山古墳古図



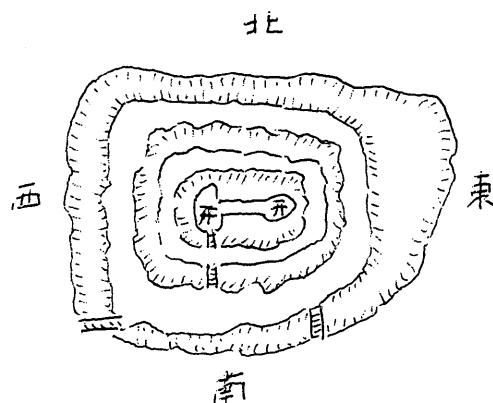
矢野一直写生図（「筑後国史」嘉永6年刊に所収）

石人山古墳古図



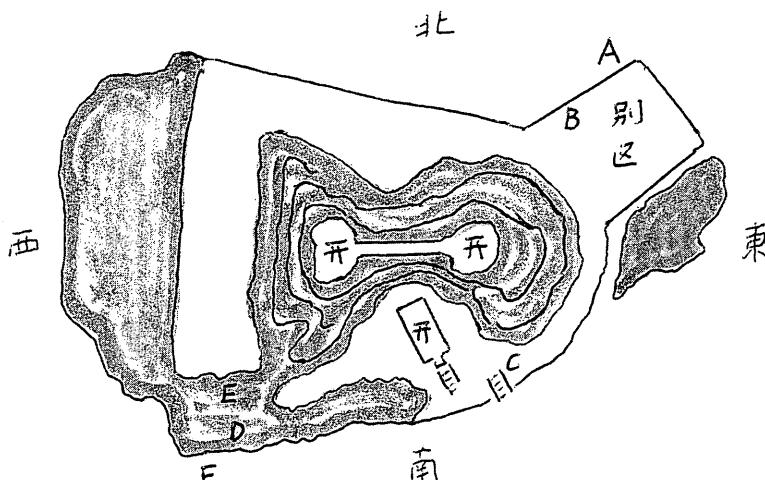
矢野一貞実測図。岩戸山に近く頂上に祠あり、類似性をもつ（「筑後勇士軍談」の収録図）

岩戸山古墳平面古図



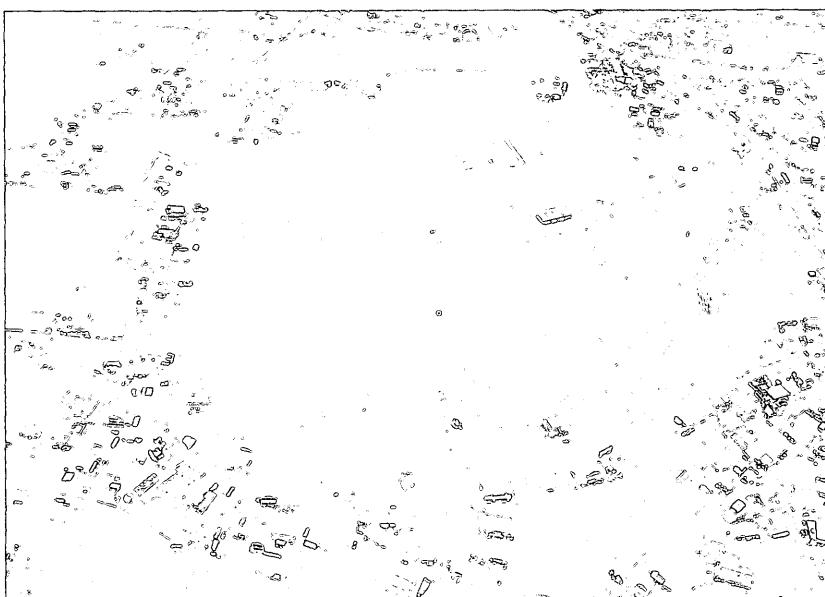
矢野一貞鳥瞰図（「筑後将士軍談」収録図を筆者概略スケッチ）。同図右肩に「上妻県の南二里 有磐井之墓墳 高七丈 周南北各六十丈・東西四十丈」と風土記逸文の記載事項を添書きしている。

岩戸山古墳の現状平面図



矢野一貞実測図と同様、頂の東に伊勢社、西に松尾祠があることは変わらず。現在下段南に大神宮社殿あり。Aは向井去来句碑、Bは石人石馬の並列群、Cは社務所、Dは筑紫風土記碑、Eは地蔵堂、Fは岩戸山歴史資料館。黒塗状の部分は森林（筆者スケッチ）

## 岩戸山古墳全景写真



上方が北。中央のブナ科常緑大喬木である樺・櫻。桺の木々に覆われた森の部分が古墳。前方（西側）・後円（東側）の形をなし、後円部分の右肩に約50メートル四方の別区を見る。現在は福岡バス・センター発熊本行で、九州機高遠自動車道を通り八女I・C下車か、西鉄久留米駅より八女行バスで福島高校前下車。徒歩五分でこの地に至る。全景写真是1990年10月16日岩戸山歴史資料館長田信夫氏御提供。

たちは、その裁判を後世に物語るものにすぎない。そのことによつて、磐井の遺徳を永久に伝えようとしたのだろう。これをさらに推理を拡げて解釈すれば、磐井は名君であつた。裁判によつて公正に罪を裁き、領民を治めた。それによつて今日で云う法度国家の秩序が正しく保たれていたのである。<sup>(4)</sup> と。

(b) その推論の二としては磐井暴虐説である。『古事記』の清寧天皇代(四八三)、すなわち顯宗天皇が皇太子のとき、「御糧を奪つた猪甘の老人を求めたまひき。是を求め得て、喚上げて、飛鳥の河原に斬りて、皆其の族の膝の筋を断ちたまひき」との記述がみられ、磐井はこの故事を知識・伝承として知つていたと考へる推理である。補充的に仮定した私的推理であるが、この考へを採れば、恐らくその職業名とみられる「猪甘」(飛鳥淨見原令の編纂閲与者とみられる白猪史<sup>(5)</sup>宝然など、猪のつく人名も多く、不確かであるが)すなわち神や天皇への供献品・官の糧食として飼われている猪を奪つたか横領した老人への罰であろう。ちなみに「石殿三間・石藏二間あり」(風土記逸文)との背景的叙述をみるとそこから、「官物盜」「官物(猪)横領」を特に例示し、下々の権力を恐れぬ行為を指揮する施政・刑政の方針を造型化して示したものであろう。

記紀に「罪人に祓物を科し、髪や手足の爪を抜いて贖罪せしめる」との記述があるところより、猪甘の老人に適用されたその家族への膝筋切断刑は、まさしくこれに該当ろう。風土記逸文に「古老の伝へて云へらく、雄大迹の天皇(繼体天皇)のみ世に当りて、筑紫君磐井、豪強く暴虐くして、皇風に偃はず」とある記録から、「磐井暴虐説」に立つ模倣のルーツが、このような形に置きかえてあつたものと推察する見方である。

ただ、しかし、狩猟民族といわれるギリヤーク系アイヌ、契丹・蒙古などの人々は、日常的に動物を処理する技術、それを祭祀に獻げる殺牛馬祭祀の慣習にあるが、農耕民族系のヤマト諸国家の人々には、そのような技術・慣習に乏しく、刑罰としてもこうした肉刑(劓刑・膝筋切断刑・宮刑)はなじまず、實際はきわめて例外的・威嚇的な異質のものであつたと考へられる。<sup>(6)</sup>

(c) その推論の三としては磐井反抗呪詛説である。この説は磐井の乱の一五年前、『日本書紀』でいう繼体天皇

六年(五一二)に、大伴金村らが百濟の申出どおり任那四県を割譲してしまったという事件に起因する説で、これは金村らが百濟から賄賂を受けたとの風評もあつた。克明な推理に立つ説であるので長文の引用を容赦願いたいが、つまり

『先代旧事本紀』(卷十 国造本紀 伊吉嶋造条)にも、

磐余玉穗朝 伐<sup>ツ</sup>石井<sup>ミタケ</sup>徒<sup>ツ</sup>者<sup>ハシナ</sup>新羅<sup>スルガ</sup>海<sup>シマ</sup>邊<sup>ツカニ</sup>人<sup>ヲ</sup>。

という記載があつて、任那四県の処遇をめぐつてこの二大勢力(筆者注:大和王朝と磐井の筑紫王朝か)が対立して、いた可能性はきわめて高いといえよう。

わが国において、新羅の意志を代弁しようとしたのが磐井であつたならば、「任那四県割譲事件」に際して磐井がとつたであろう態度も、おのずから明らかになつてこよう。ただ問題は、果たして書紀にある通り、磐井が「叛乱」という手段に訴えて、武力蜂起に立ち上がつたか否かである。

磐井が別区において意図したのは、まさにこの「任那四県割譲事件」の再現ではなかつたか。すなわちこれは、次のように置き換えることができる。

磐井……一人の石人あり、縦容に地に立てり、號けて解部と曰ふ(裁判官)

大伴金村……前に一人あり、裸形にして地に伏せり。號けて偷人と曰ふ(盜人)

任那四県……側に石猪四頭あり。臓物と號く(盜品)

ここで示されているのは、猪四頭を盗んだ罪人を処断しようとするひとりの官吏の姿であつて、まさしく磐井の置かれた立場と一致している。これは現実には、任那四県を百濟に割譲してしまつた大伴金村の非を鳴らし、我が許にひざまずかせ、我が手で断罪せんことを標榜した、磐井の呪詛なのではないだろうか。後代の厭魅事件がそうであつたように、ここでは石人類を人形として用い、「かくありたし」という願望を、「かくある」という実在の形で仮構し、その実現を意図した、いわば類感呪術なのである。別区が鬼門に向けられていたの

も、こうした呪詛の働く方角として、東北隅が意識されていたからである。<sup>(45)</sup>

ということである。別区が鬼門であるとするこの考え方は、たしかに別区のこの姿が、他の前方後円墳にみない不定型の突出(ほぼ正方形)をえてもつことによつて演出されていることから、考えられるものではある。なお東北隅の鬼門にこだわるならば、近世の小伝馬町牢屋敷御仕置場もこの方向に位置し、明治・大正・昭和とつづく監獄の刑場もこれに該たり、刑場に近い、戒護本部(保安本部)に最も遠い東北隅見張の勤務は、交代時間に最も長い時間を要する遠隔の場所でもあることから、懲罰配置などといわれてきたことと無関係ではないといえようか。これも後世での、ある意味での別区ということになる。東北隅懲罰見張論は勿論つけ足りの冗文であるが、石造

東風拂面催桃李，  
鷄鷹舒翅展鵬程。  
玉盤照海下熱淚，  
游子登台息故城。  
休負平生報國志，  
人民育我勝萬金。  
憤起急追振華夏，  
且待神州遍地春。

人民日報に掲げられた李鵬首相退陣要求の詩。斜線を入れて斜めに読むと「李鵬下台平民憤」となる。(平成3年3月25日、読売新聞記事)

囚人が風刺する造型は、例の北京の天安門事件（一九八九）につき、つぎのような謎の伏字を新聞記事として現代にみる」とく、古代における権力への抵抗。批判。風刺も、すでにこうした形で物語らせたものであろう。

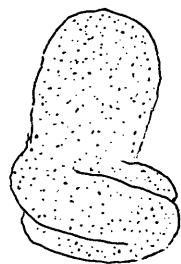
#### 四 裸体刑の形態と造形的意図

別区に存在する石人（盜人）。石猪（盜品）の謎や特異性の推理は、このように無限であるが、まして、その裸体石人の意味はなお不可解といえよう。文献上特定される「別区」と、単に地形上「方形の区画」と呼ぶ区別は、形態的には類似しているものの、そこにある裸体石人の姿や意味するものは、余りに異質と考えられる。

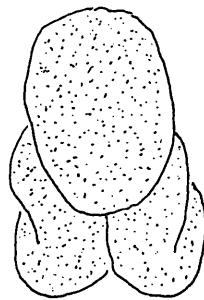
岩戸山古墳より出土している石製品は、阿蘇山系溶結凝灰岩、通称『長野石』という地元八女特産の石が用いられている。それは人物・動物（石鶏・石猪・石馬）、祭具（石刀・石盾・石壇・翳・石韁）などであり、土製品は鎧。環頭柄頭・器台・円筒埴輪・人物などをみる。特に人物は奴型の扁平武装石人と裸形型円体石人の二種に大別でき、その殆どといつてよいほど、いずれかの部位が破壊されていて、①頭部のみの石人、②頭部を欠く石人、③上半身の石人、④胸部のみの石人、⑤韁を負う石人、⑥座った女の裸体石人、⑦褲をした石人、⑧男根を露出した石人という姿となっている。風土記逸文に記す裁判風景の偷人（盜人）は、刑法総論風にいえば、文献・伝承と物（裸体石人）が、「構成要件該当性」をもつて符合、史的に充足するのである。

石像は多くの態様を見るが、何人がさまざまに見ても、この裸体石人の格好は尋常ではなく、かなり太く長い男根を丸出しにし、男根部へ向けた放射状の陰毛まで、筋彫り（線彫り）の手法で誇張して刻まれている。それはどのように見ても信仰の対象ではなく、辱められている姿そのものといえよう。風土記逸文には記述をみないが、もう一つ下半身のみの坐像を丹念にみれば、腰のふくらみと云い、両股をきちんと合わせ、足指を腰下に巻き込んだり様と云い、神妙に正座をさせられている女性と特定できる姿である。多くの石人は武装石人であり、裸体といつても、褲（ふきし）をした石人もある中で、女人が一衣まとわぬ裸体であるというのは、これまた辱められた姿と

女人裸体石人・横向き



女人裸体石人・前面



左右とも矢野一貞が描く女裸体石人坐像『筑後図史』収録図を筆者スケッチ

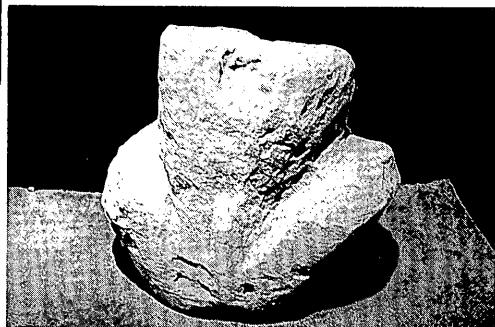
女裸体石人坐像



禪をした男性石像



男根を露出した石人



みる以外にはなかろうと思う。おそらく石猪偷人（盜人の妻か、家族の一員である「縁坐した女」の姿であるか、まつろわぬ（服従しない）「生口」（獻上された女、人質の女、捕虜の女）の引出された姿とみられるものである。

古朝鮮の『三国遺事』には実聖王の男根は一尺五寸もあつたとか、『三国史記』では宮殿の西に「玉門池」、宮殿の西南に「女根谷」があつたとするこの種の記事も、意外に眼につくものであるが、当時、朝鮮と共に通の經濟文化圈内にあるこの筑紫の磐井は、何らかのこうした影響下、磐井変態説に立つ刑の執行がなされていたものかも考えられよう。あるいはまた、この地方の犯罪へ臨む土俗的一般的刑罰が、こうした公開の恥辱刑（晒）であつたとみるべきものであろうか。一つの特殊例として、茨城県鹿島郡鹿島町北浦に古代からの伝承的行事として、"おだんづる様"と呼ばれるものがあるが、雨乞いのため老婆二人が真夜中に真裸でこの像をかつぎ出し、泥水につけ祈禱する儀式である。しかし、この女の裸体石人は皺一つない豊満な肉体をもつており、到底老婆とは云い難く、こうした神事とは無縁のものと考える。

### 三 磐井の乱後にみる刑罰の律令化

#### (一) 神意裁判と土俗的刑罰の併立混在

さて、世にもめずらしい国的重要文化財「男根露出の裸体石人」を前にし、すくなくとも国的重要文化財となつた今において、そこに重要文化財なりの刑罰的意義と側面があるとするならば、それは少しでも明らかにしたいものである。よって、ここでは思いつづくまに、若干の手がかりをさぐつてみたいと思う。

① 第一点として山尾幸久氏は、その著『日本古代の国家形成』において、

猪を盗んだ盗まれたの問題が磐井のところに持込まれて、審理や裁判が行われている。このことは、当時の

九州北部では、交換の客体としての家畜が広範に存在していて、その私有財産に対する侵害が当事者の間の自力救済では解決されず、公権力の機関が、超越的・一般的な法規範を適用する権威裁判で解決している。こういうことが磐井の墓の「別区」と石製品の様子から分かるわけであります。

このような理解をもう少し抽象化すると、六世紀初めごろの福岡県地方などでは、私的所有の発達が、各地の土豪の政治的・経済的な機構の発達として現れており、それが普遍的意思を形成する政治システムを発達させ、その効力を保障する強制装置の肥大化をうながしていた。とこのように言えるのではないかと思います。と、すでに世俗的公権力の関与の必要性と強化が促進されている実情を分析している。これも充分うなづける裸体囚人石像から引出せる状況分析である。

② 第二の点として、『日本書紀』繼体二十一年紀・二十二年紀の条に、天皇が磐井を討征するよう物部龜鹿火大連に命じたとき、龜鹿火は「嗟、夫れ磐井は西の戎<sup>さき</sup>の奸猾なり。川の阻<sup>さが</sup>しきことを負みて庭<sup>だい</sup>らず、山の峻<sup>たか</sup>きに憑りて乱<sup>みだら</sup>を称<sup>めだ</sup>ぐ。徳を敗りて道に反く。侮<sup>おぶ</sup>り慢<sup>むか</sup>りて自ら賢<sup>さか</sup>しとおもえり。在昔道臣より、爰に室屋に及るまでに、帝を助<sup>よ</sup>りて罰<sup>う</sup>つ。民を塗炭<sup>くるしき</sup>に拯<sup>すく</sup>うこと、彼も此も一時なり。唯天の賛<sup>なす</sup>くる所は、臣が恒に重みする所なり。能く恭<sup>うやしき</sup>み伐<sup>た</sup>たざらんや」と答えている。天皇はさらに「大将は民の司命なり。社稷<sup>くにいき</sup>の存亡、是に在り、<sup>こと</sup>昂めよ。恭みて天罰を行え」と重詔、斧鉞を親授して、勝利の曉には筑紫より西の地を龜鹿火に与えるとのべてているくだりがある。

約二百年のうちに、勝者大和朝廷が編纂した史書『日本書紀』であるとはい、果して「天罰」として磐井を討つことが、「罰<sup>う</sup>つ」という刑罰的言葉で表現されて然るべきものなのか否かである。しかし、ともかく神意裁判としての正当性を、勝者の歴史として、このような表現で刻みこんでいることを知るのである。

③ 第三点としては磐井の最期についてである。『古事記』では「石井を殺したまひき」とのみあり、『日本書紀』でも「遂に磐井を斬りて、果して疆場<sup>さかひ</sup>を定む」と殺害されたことになつてゐる。しかしながら『筑後国風土

記逸文』では「勢の勝つまじきを知りて、独自、豊前國上膳の県に遁れて、南の山の嶮しき曲終せき」と、大和王朝軍の追跡をふり切つて上膳の県の山岳地帯、すなわち「求菩提」の方向へ遁げ失せたことが記されている。当時、求菩提は豊前の国(現在は福岡・大分の県境にある山塊)であつて、山岳密教(恐らく道教に近い密教)<sup>(2)</sup>のメッカであり、主峰『犬ヶ岳』(一、一三〇メートル)は多くの洞窟・絶壁をもつ秘境で、おそらく卑弥呼らの奥の院に該する祈禱所であつたとみられる。磐井がただ独自、この聖地に遁れ姿をかくしたというところに、大和王朝の押しつけ的な朝鮮半島出兵要請、世俗的・官僚制律令体制を拒み、先祖代々の神祇・祭祀に導かれ、祭政一体の運命と神秘性を自ら保つたとみるのである。ここにも政治的・権力的制裁、戦犯的制裁を回避、筑紫王朝の首長として、祭祀使命を全うしようとする執念の動きを読むのである。

④ 第四点としては、葛子らの連坐の罪の軽重についての疑問である。文献を眞実として肯定的に採れば、磐井が首長権を放棄して筑紫国の国境外へ出たことが確認されたこと、乱の終戦処理として、その子葛子も大和王朝の律令に従い、父の罪に縁坐して死罪になるところ、屯倉を献上する条件で贖罪し赦されたことが明らかである。すなわち「筑紫君葛子、父のつみに坐りて誅せられむことを恐りて、糟屋屯倉を献りて、死罪贖はむことを求す」との申出が受け入れられている。

あれほど意氣込まれた「天罰としての聖戦」とするならば、これほどの寛刑で終ることに、私は大きな不自然さを感じるものであるが、糟屋屯倉(博多の港周辺)につづいて、筑紫の穂波・鎌屯倉、豊國の勝崎・桑原・肝等の大坂・我鹿屯倉、火国(春日部屯倉)が献上されている(安閑紀二年)。このようにみると、その取引的要素が服従儀礼の中味として、征討新羅軍団への補給基地に必要な、筑紫一円の港・屯倉(兵糧庫)の確保、軍事部民の現地調達と水軍の確保を強制することが、筑紫王朝を大和王朝に臣従させ、統一国家を形成してゆくうえにも一石二鳥であり、このような利用が死罪で臨むより得策であると判断したものであろう。

そのような理由でなければ、磐井の死後二十三年を経た時点で、子が親の罪に連坐、「投火為刑、蓋古之制也」

(欽明二十三年紀六月条)と、すでに古刑とみる火刑を特に適用した記述がみられるだけに、新羅と通じた外患罪と反叛罪が併合する重罪であれば、葛子を含む筑紫一族を居宅に押込み放火焼殺する逆賊へ通常なされる重刑でもつて徹底肅清がなされた筈であった。やはり、敗れたりとは云え大きく温存されている筑紫一族の在地勢力はあなたどりがたく、実質、なお主権・自治的実体が留保された筑紫王国との取引的要素の内在が、葛子をして屯倉献土(財産刑)程度の裁量的刑罰で赦したと考えられるのである。

⑤ 第五点としては、磐井の乱が終つた八年後、新羅の法興王二十二年(五三六年)、筑紫と同じ文化圏を保つて新羅が、はじめて中国風の律令を探り、十斎日での殺生を禁止し、庶民にも度牒(僧尼になる免許)が許され、この年、はじめて建元の制(年号をおくこと)を設けていることが注目される。大和王朝の律令採用が意外に早かつたものか、新羅がその採用を留保していたものか。それに筑紫は新羅や百濟こそ、文化国家であり、道徳・技術の高い国として、その知識や風習を長く受入れてきただけに、大和王朝からの押しつけ律令には、容易に融和即応できず、体質的に受け入れ難いものがあつたと思われる。

これに加えて、見落としてはならぬことは、当時、百濟ら渡来人がもたらす陰陽道<sup>おんみょうどう</sup><sup>④</sup>の影響が、日常的世俗的な秩序罰・警察罰を左右するほど大きいものであつたとみられるのである。政治や人の日常的動きにつき吉凶禍福を判断する陰陽道は、古く『書經』の洪範にみえ、董仲舒(前一七九—〇七)の春秋災異説などでもつて知られている。わが国には五世紀の初頭の繼体期に、百濟の五經博士段楊爾が来日して伝えたことを公式とするが、筑紫においては不老長寿の薬を求めて渡来してきた除福伝説(司馬遷『史記』淮南衡山列伝)と共に、庶民の生活の中に深く渗透していた思想(占術・方術)であつた。これを間接的に裏付けるものとして、磐井の乱がおこる四年前(五一三年)に、百濟の武寧王が没しているが、その王妃の墓誌に「不從律令」という呪符の文字が彫まれており、これは陰陽道の陰の力が厳然とあつたことを意味すると解されている。

⑥ 第六点として、女人の石人裸体像は磐井の死後につくられたという点での問題である。なかでも磐井の墓

「岩戸山古墳」より少しあとに造られたとみる童男山古墳群(古墳群は西より東に向けて新しい)から出土の裸形跪き坐石人と子負女性石人がそれである。しかし、これについては多くを論評することはできない。ましてやそれを論証することはできない。ただ裸体跪坐石人については刑罰史的視点からの仮説として、磐井が生前に造つたとされる男根露出の囚人石像の延長線上にあるとの同類性(恥辱性・晒的風体)を指摘できるものと、一応考えるものである。

(7) 第七点として、磐井の乱が終焉して一七二年も後の文武四年(七〇〇年)、「笠志の惣領に勅し、犯に準じて罰を決せしむ」(続日本紀)という勅に注目をしたいと思う。これは大和王朝が律令による中央集権体制を整えつつある段階で、臣従したはずの筑紫(北九州一帯)は、たび重なる行政指導にもかかわらず、笠志(筑紫)の惣領(国造)は、なお刑を斎一とし、刑に律令で定めた段階を設けないため、繰返し改めるよう勅命したことを伺うものである。

現代でいえば適用刑(罰条)が固定し、量刑が東高(大和)西低(筑紫)であるとの指摘が公的になされたということになろう。それが裸体刑斎一をさすものであつたか否かであるが、「犯に準じて」と指摘していることから、律令に該当しない、あるいは律令に無い、筑紫独自のローカル的刑種、それも同じ單一タイプの刑(裸体刑)を、いずれの犯罪にも共通して適用し温存していたものとも判断される。

## (二) 磐井の神祇性と陰陽道の俗性

さて、磐井の乱ののち、実に一七二年を経ても、なお在地権力による伝統的刑の執行、律令と異なる刑の執行が依然としてなされたとすれば、いまここに、磐井そのものの筑後に根をおろしてきた地位。役割、それに姓氏的源流をも改めて分析してみる必要があろう。宗家とみる「筑紫の君磐井」については韓神白日別(福岡県筑紫野市筑紫。筑紫神社の祭神)を祖とするとか定かでないものの、その一族とみられる「笠志米多国造」(博多の西部地方

を支配)は「志賀高穴穗朝、息長公と同じき祖稚沼毛二侯命の孫都紀女加を国造と定め賜ふ」(国造本紀)との記述がみられ、『日本書紀』においても、筑紫領県主泥麻呂(四七一年)、筑紫水沼君(四七八年)、筑紫安置臣(四七九年)、筑紫鞍橋君(五五四年)、筑紫火君(五五四年)、筑紫君薩夜麻(六六三年)といった名が散見される。磐井の乱のあと、叛乱罪の罪に服した筑紫君一族、あるいは周辺同盟同族の命脈は、次第に組入れられてゆく律令体制下においても、国造格・筑紫の惣領として位置づけられ、その地位がかなり保全されていることも注目されよう。

また磐井の神祇性に係わるものとして「御井」についても考察を必要としよう。磐井の「井」に共通するものは、『古事記』にみる哭沢女神社の御神体井戸(天香久山西麓)、『日本書紀』にみる藤井(藤原宮の御井)・山御井(大津京内)・富の井(斑鳩宮の三井の御井)・石清水(奈良・大字陀町岩清水)・磐井(三輪の磐井)などが大和の地において知られ、その他の地として、駒手の御井(播磨風土記にみる明石の駅家)・因幡の岩井(因幡国の最古の温泉井)・駿河の伊井谷の井(静岡・引佐町渭伊郷の泉井)・下総の岩井(下総国猿島郡岩井)・筑紫の御井(久留米の御井)などが挙げられる。

このなかで、大和国三輪の「磐井」は筑紫の「磐井」と同じ名をもつ御井であるが、御馬皇子が政略により謀反の罪で死刑(殺害)させられたところで、刑死を前に「この井の水は一滴たりとも天皇(雄略をさす)が飲めぬようになるであろう」との呪言をのこした井として知られている。期せずして同名「磐井」が、のち筑紫で反乱することを想えば、何か磐井の水に呪いが通じ、投影されているような不思議さを感じよう。

それはともかくとして、いざれも祭祀に用いる靈水が湧き出づる根源地(水源地)であり、その靈域、生活に不可欠な聖なる御井を守ることが、在地土豪、その地の首長の伝統的使命であつたといえる。磐井の乱にしても、最終攻防の地が筑後の御井ヶ原(現在の福岡県久留米市御井町)の決戦にあつたことによつても理解できるものである。

そもそも、四世紀後半から五世紀にかけ、御井からの靈水獻上、御井の保全と繼承は史的にも眼につく事柄で、

水源祭祀をして権力と密着不可分の関係にあり、水にまつわる磐井、耶津の港と有明海の港を共に掌握する水師としての一面をも強くもつ磐井においては、この意識は格別に強くあつたと考えられる。刑もこの意味から、裸体とすることは辱めることではなく、生まれたままの姿にさせてこそ、穢を拭い清めさせ、反省させうる原点の姿として、それを求め強制させたからであろう。いわば首長の手による水の祭儀は、「禊刑」といつた領域にまで包括されたと私は想定するのである。なぜならば、当時の一般的・日的な身体刑は、牢への禁錮という手段よりも、神意・王權による身体への直接的・即決的な身体刑、あるいは身体そのものに重点を置く身分の貶等という形で行使されたと理解するからである。

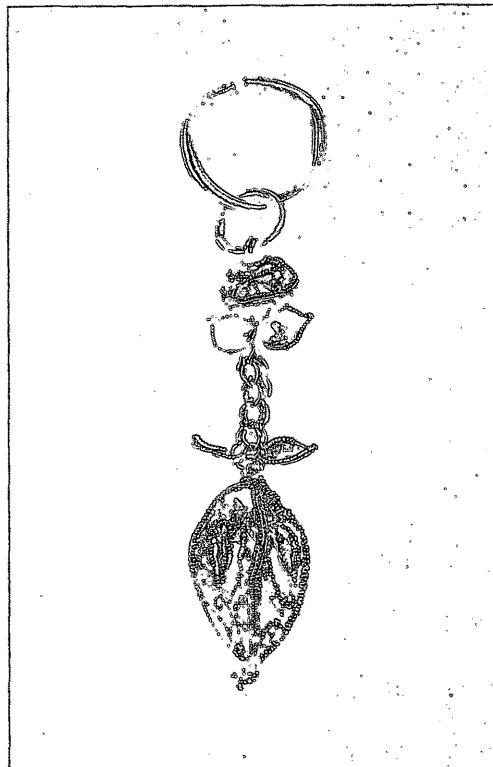
磐井が逝つてすでに一六四三年、今日でも毎年十月二十八日(古くは十一月初旬)、磐井の墓である岩戸山古墳の別区で、「藏之助奉納相撲」という子供相撲が催され、磐井の靈に奉納されている。これも裸による清めの儀式の類型、あるいはその名残であろうか。のちの世に、妖氣を流すという「人形流し」の習俗も、あるいはこうした発想から派生したものの一つでもあろうか。このように考えると、磐井により守られてきた筑紫の御井は、祭祀を司どり「鬼道に事え、能く衆を惑わす」(魏志倭人伝)といわれる卑弥呼およびその後裔により、永く用いられ守られてきた靈の井戸であつたとみるのである。

さらに関連づければ、九州の東西南北が交わる要めの「御井」の地(のち律令時代となつて、この辺りに筑紫の国府・國分寺が置かれる)から出土した金製垂飾付耳飾りは類い稀であるばかりか、他に追従を許さぬほど精巧で金色燐然たる逸品であることに、改めて思いを致すのである。なぜならば、この垂飾付耳飾りは、形態的にみて古代インドの護身用棒状武器、忤うものを排除する武器に起源をもち、古くから和様化して密教法具として用いられてきた「独鉛杵」にデザイン。型態の原型があるようと思われるからである。

なかでも例示すれば、とりわけ伊豆修善寺宝物館に展示の変形独鉛杵「三鉛杵」「五鉛杵」のうち、特に「五鉛杵」にそつくりといえる類似性をもつていると指摘したい。この意味から、この耳飾りの主は、神意裁判をなし

得る卑弥呼のものではなかろうか。それはおそらくは邪馬台国での正邪を決する邪女(私は妻・八女の語源と考える)のものであり、筑紫國風土記にも筑紫の君の祖が瓊依姫(みかわさちひめ)であると伝えることより、瓊(みかわ)・日瓊(ひみか)・卑弥呼(ひみこ)となまり、同一人物であるが漢文字で音が字型化されたとみるのである。磐井など筑紫君一族は祭政一致でもつて、それを繼承し司どつていった、その一族・係累に該たると考えられる。<sup>(30)</sup>

この地で今に伝わる宮舞(くわい)・筑紫舞(ちくしづ)は、きらびやかな女舞であるが、神に奉仕する雜職(ぞうしょく)の舞として、つねづね日本雅樂・中国明樂の伝統を受継ぐ貴重な古典であると思つてゐる。それはまさに筑紫の聖域を舞台とした卑弥



岩戸山の近く立山山古墳群から出土の金製垂飾付耳飾り

## (31) 筑紫岩戸山古墳の囚人石像

呼伝來の舞であると考えるもので、昭和六二年（一九八七年）元旦、筑紫磐井の墓である岩戸山古墳「別区」で催された御靈鎮め「七段の舞」は、軽快な振りでもつてテレビ朝日により放映せられた。このことは記憶に新しいことであるが、幻の舞は美事に伝承され、再現され、筑紫一族の神祀性を如実に実感するものであつた。さらにまた、磐井の神祇性と対比し、平行して考えねばならぬものに陰陽道がもたらす民間信仰の流布・滲透をも見逃すわけにはゆかない。今日でも現地八女地方では、

「最近まで石人の顔をけずつて飲めば病が治るという民間信仰があつたためか、顔の部分は旧状をとどめていない」（石人山古墳）。「鶴見山古墳の南側二〇〇メートルのところには『豊福石人』がある。（中略）現在は小祠中にあり、地元では耳が遠い病に効果があるといつて信仰の対象となつており、訪れる人も多い」。「童男山古墳（一号墳）では毎年一月二十日に徐福の靈をなぐさめる行事『童男山ふすべ』が地元の小学生を中心におこなわれている。伝説によると、この地に漂着した徐福が、地元民の手当のかいなく亡くなつたので、その靈をなぐさめ火を起こしたのがはじまりという。現在では古墳の清掃と徐福の伝説を紙芝居でするだけの行事となつてゐるが、古くは松の枝などを石室内でいぶし、天井部にあいた穴から煙をたなびかせて靈をなぐさめたと古老は伝えていた」（四）

といった、石人にならむ古伝承と、現代人では迷信とも思える情のこもつた慰靈・鎮魂の行事は、まことに多くみられるところである。それも、八女に住む人々の心に今に沁みる悲劇の祖・悲劇の英雄あるいは招福の渡来人の慰めの情をあらわすものであろう。そうした慣習があることから、地元の物産として有名な「八女茶」のほか、長野・山内の八女石灯籠、八女提灯、八女福島の仏壇と燈籠人形、忠見の電照菊、上柳瀬・宮野の八女手すき和紙、下吉田の和ゴマなどがあることが頷ける。

陰陽道の説明が地元民間信仰にやや逸れたが、そもそも、陰陽道によれば、悪疫災害は神が雷・鬼・蛇・野獸などの力を妖術で禍に転化させたものであるとし、それが神が与える罪としているものである。特に斬首刑者の

呪魂である「無頭鬼」、無実(冤罪)で斬首された者の呪魂(この地にあつては磐井の呪魂・恨魂といえよう)である「枉死鬼」のもたらす災は大きいとされていることから、禁忌の乱用による大赦が律令時代に入つて一層はげしくなることも、この思想によるものである。また中国では「五体満足に葬られない」と、魂が戻つて来ないと考えているから、首足所を異にすることを極度に忌み嫌う」と説明される根拠である。このように、筑紫で律令の施行が阻まれた理由の一つには、この陰陽道に大きく左右されるものがあつたとみるべきであろう。大和王朝もまた、やがて無頭鬼・枉死鬼をことのほか怖れ、大赦を乱発してゆくのであり、反面、賊盜律厭魅条で呪術を禁じていることから、律令運用の自己矛盾といえる異常現象を示すのである。

磐井の乱前後、陰陽道の急速な滲透は、祭政一致を保つ筑紫王朝の刑政においても、このように古来伝統の固有の倭式神法から、陰陽道の現世的土俗的俗法へと、なだらかな変質をもたらしつつあつたと考えられるが、そこに在る男根露出の囚人・裸体の女性生口とみる石人こそは、聖俗の混在・併立の接点をあらわす具象そのものであつたといえよう。なんとなれば、この部分については、特に『蜀志』劉焉伝にある張魯の影響、すなわち祈禱・呪符・呪水を用いた「五斗米道」の影響によるとの重松明久氏の主張を見落すわけにはゆかないものであつて、同じく陰陽道(道教)の影響と解されている石上神社(奈良県天理市)「七支刀」銘の解釈とも通ずるものがあると考えられる。その説明の一つを引けば、

すでに指摘されているように仏教の用語に例がある<sup>(4)</sup>。一つは七覚支を七覚とか七支という。悟りを得るためにの七つの修行方式などと解説されているもので、択法・精進・喜・輕安・念・定・捨である。最上智(覺)の諸分支にほかならない。二は三身業・四口業を身口七支とか身口七支の色業という。殺生・偷盜(または貪瞋)・邪淫という身体の三つの罪過・妄語・绮語・惡口・両舌という口舌の四つの罪過である。罪業の諸分支にほかならない。

このうち後者は教理の中に借用している。もともとから、道教的実修では、言動の懲悔と疾病の治療とは不

可分であった(『魏志』張魯伝)。善行積徳と不老長生とは因果の関係で認識されている(『抱朴子』対俗篇)。三才界(欲界・色界・無色界。寿命はそれぞれ万年・億万年・億却年)の住人となるため、現世の三身業・四口業を犯さぬよう努めねばならないとされている。

とある。色業罪過、無頭鬼・枉死鬼の回避、殺生・偷盜・邪淫への対応としての呪水(靈水)の使用など、やはり裸体刑を認容する要素、裸体刑と結びつく要素がそこにあるとみるのである。それゆえ、これら具象に聖俗の二面性と外見的異和感、一律背反性をみせながらも、その時流と背景をみると、磐井の乱前後の五世紀にみる筑紫の実情は、律令体制へと向かう段階での過渡期をなし、特別自治区ともいえる政治圏をなお一世紀にわたり温存した旧体制の実態にあつたといえよう。それは世俗的王権(筑紫君磐井)崩壊後も、司祭の女王(巫女)・ローマ法王的王権は、依然、実体的に、一世紀以上にわたり存在したとみられるのである。磐井の死後、行政は大和王朝の配下に組み入れられ、中央官吏の派遣を受入れているものの、中味は祭政一致の土俗的戒飾。土俗的治安と行政で足り得たとみられるのである。

### (三) 磐井の乱の影響と刑罰的意義

北九州八女を中心とした岩戸山古墳および磐井の乱から、わずかな文献と遺物を手がかりとして、大胆かつ無定見な推論を試みてきた。ただ推論とは云うものの、そこに「確かなこと」、あるいは「不透明ではあるが対象物の存否を延長的に感じとるもの」があつたことを指摘したいと思う。

(イ) 最も確かなことは、何はともあれ「衣類をはぎとられ、男根まで露出して辱められ、糺明せられている正座の罪人は、まさしく古代囚人の生々しい姿を伝えている」という事実である。これは刑事博物館的な視点からいつて、文献の裏付けのもと符合する物として現存するだけに、「行刑史の原点を見る実像」と評することができるものである。またさらに敷衍すれば、古代を物語る文献が旧辞紀(祝詞)からやがて帝紀に重点を置き、その罪と

罰の記録が支配層の権力闘争(皇位継承争い)を伝えるのみであるのに対し、この情景は地方権力が庶民を裁く唯一最古の司法風景を伝えていることである。そこにまた一層の刑罰史的意味があると強調できることである。

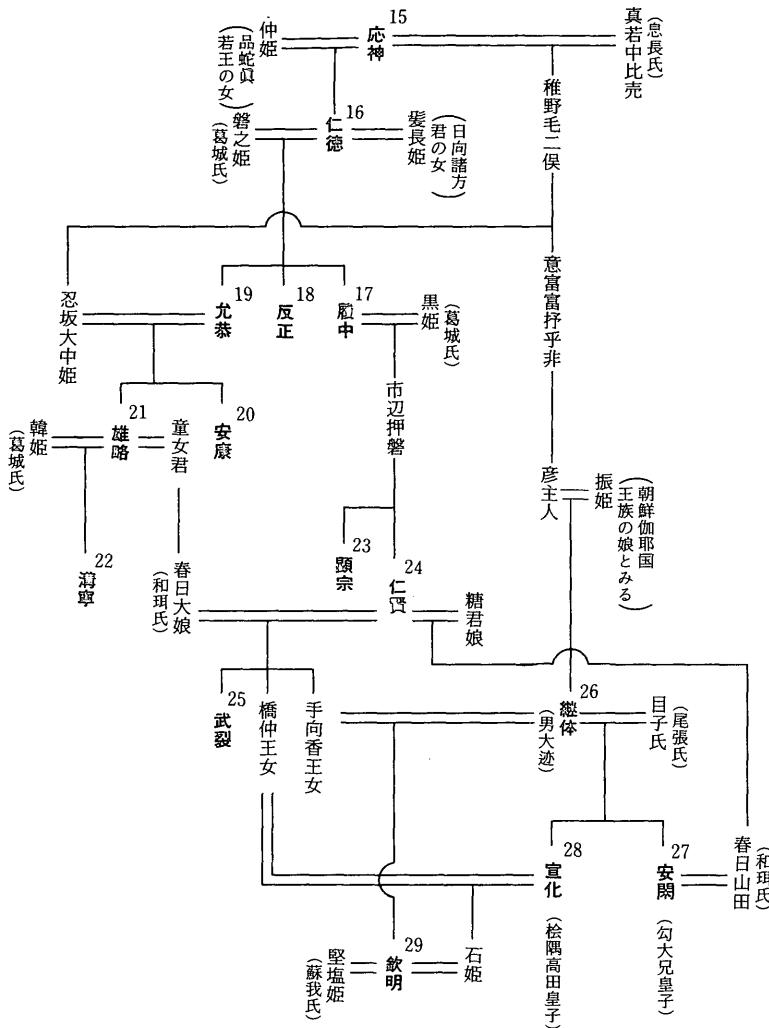
(回) 不透明ながら感じることの可能なものは、岩戸山古墳・磐井の乱についての先学諸文献から、邪馬台国生成・変質・消滅と、律令下の筑紫の国のその後を、かすかに垣間みて追跡できたことである。

磐井の乱以前の五世紀初めにおいては、大和王朝内での権力闘争と、朝鮮半島への救援軍団派遣が幾度となく続いている。これは強力な権力を發揮した繼体天皇の代において一応の安定政権を築いてはいるが、各地の国造層には軍事動員・経済的負担(大和朝廷直轄領として設ける屯倉の増設と、軍団用食糧備蓄の負担)が大きくかかっていることが知られる。それは、

一般的にみて、雄略朝より繼体朝にかけて国造の反乱が集中していることは、この間に、外に対しては、中國通交の杜絶後の百濟・新羅に対する外交軍事政策の転換、内にはそれに伴う部民制支配<sup>(30)</sup>の質的な変化が急速に行われつつあつたことから、この二つが国造層に重大な負担と脅威を与えたと思われると要約説明されるような事情である。筑紫の国造磐井もその渦中の一人である。

ここで、この磐井を討つことを命じた繼体天皇と、磐井の乱に至る政情を知る必要があろう。繼体天皇は倭の五王といわれる最後の王「武烈」(天皇)のあとを継いだ天皇で、都よりも北に奥まった越前の國の大迹王(男大迹)<sup>(31)</sup>と呼ばれ、仁賢天皇の娘手白香王女の入婿となつた人である。なじみの薄い遠縁から地歩を固めるためであろう、大和に近い樟葉宮(河内國交野郡、現在の枚方市楠葉の地)で即位、物部・巨勢といつた当時の最有力豪族と姻戚・交流を固めながら、大和王朝初代の神武(始馭天下之天皇)<sup>(32)</sup>が即位した磐余玉穂宮など、ゆかりある地、王権継承にふさわしい地をつぎつぎと選び遷都している。おそらくは、いざれも大和に深い縁をもたない入婿の立場を補強する動きであつたとも理解される。しかし皇統をたどれば、応神天皇五世の孫で、仁德天皇の皇統を継いだ形になるものではあつた。雄略の代、政争で皇統に係わる皇子が数多く殺害され、武烈のあとに皇統がないこ

男大迹大王（繼体天皇）略系図



とから別系の遠縁から繼いだもので、国体（皇統）を辛うじて繼いだという意味であろうか、<sup>おくりな</sup>諡名が「繼体」天皇といふ他に例をみない苦肉な名称となつてゐることも特殊ではある。

ともあれ、繼体天皇の出現とその在位期は、内外動乱、一大変革期であつて、国内的にも、実質「東北王朝」（蝦夷）、「大和王朝」（畿内）、「吉備王朝」（瀬戸内）、「出雲王朝」（山陰）、「筑紫王朝」（北九州）と存立したなかから、大和王朝がその均衡を破り支配を拡大、他の王朝を大王・王といつた関係に組み入れ、急成長で霸権を固めつつあつた流動の時代である。それだけに、そこには大きな抵抗がみられたことは確かである。

ここにあって、出雲・吉備・蝦夷はすでにその勢力下に置かれているが、筑紫王朝は朝鮮南部との交流が古く深く、動かし難い政治圏・文化圏を保持していた。それを図式化すれば、

交流文化圏		外交	軍事	宗教	法制
大和王朝	畿内・瀬戸内文化圏				
筑紫王朝	北九州・南加羅文化圏	親百濟政策	近江国など 防人軍団	式内社系母 體の古神道	中央豪族を中心とした 律令体制化
		在地水軍 主体の軍団	陰陽道など 道教的密教	地方豪族の非律令的自 治体制	

といつた対立的特色をみるのである。この両体制の衝突は不回避なものであつたとみられ、大和王朝体制への乱・叛乱・内乱という言葉が正当なものか、対等な立場での戦争と称すべきものかにつき、さまざまな意見を見るのである。

## (37) 筑紫岩戸山古墳の囚人石像

(イ) 「反乱・反抗説」を採るのは、喜田貞吉・林屋辰三郎・藤間生大・水野正好氏らの著やこれまでの発言から、朝鮮出兵への人馬兵員の徵用・動員といった負担を、筑紫王朝の人民に転化、押しつけた不満が爆発したとみるものである。

(ロ) 「地方官僚化政策への反乱説」としては、小田富士雄氏が「磐井の反乱は大和朝廷が屯倉制支配方式を全国的におよぼし、地方豪族を大和国家の官僚制に組入れる地方官僚化政策に対する反乱<sup>(40)</sup>」と、国内契機説に立つ視点での見解である。

(ハ) 「対立戦争説」としては、「門脇禎一」・山尾幸久・鬼頭清明・吉田晶氏らが採るもので、大和朝廷の朝鮮半島出兵を機とした発端であるが、磐井を最高首長とする筑紫連合王国は、相対的自立性をもつて政治権力をもつており、大和王国と筑紫王国は、当時の政治勢力として強弱はあるにせよ、政治的には対等な地位にあるとして、古代統一国家をめざし戦いをいどんだとみる見解である。

(ニ) 「独立戦争説」としては、原田大六氏の九州独立戦争説<sup>(41)</sup>がみられ、

(ホ) 「クーデター説」<sup>(42)</sup>は古田武彦氏の採るところである。

(ヘ) 「奇襲攻撃説」、これは独断的私説であるが、「筑紫王国自衛戦争」の終末段階において、「磐井暗殺未遂」の幕切れをみるに至ったと推理する想定である。すなわち、磐井は新羅とあらためて通じたわけではない友好関係から、中傷的な、特別大げさな援軍密約や賄賂の介在が、デマあるいは怪情報として流布されたことを機に、怒る磐井を御井ヶ原におびき出し、短期決戦策として奇襲攻撃がなされ、それが不首尾にも磐井の脱出逃亡<sup>(43)</sup>といふ不完全な結末となつたと考えるのである。私は、磐井ほどの者が一人で豊前の国へ逃亡したという経緯が、『筑紫國風土記逸文』どおり真実とするならば、大和王朝新鋭遠征軍団の本格的攻撃を受けたというよりも、おそらく、北九州の港で長く朝鮮渡海の命を待ちながら朝鮮出兵を済む筑紫王朝軍団と小ぜり合いや小規模の山岳戦を繰返していた大和王朝軍団のゲリラ的奇襲をうけ、親衛隊に固く守られるだけの編隊をなす猶予が無かつたもの

とみるのである。よつて、繼体天皇が物部龜鹿火に、磐井を制せば、長門以東は天皇が、筑紫以西の地は汝の占領地と認めるという『日本書紀』繼体紀の事前打合せによる計画的・大軍団の遠征、および錦の御旗的な自信に満ち満ちた記述は、勝者による著しい後世での潤飾と私は考える。

坂本太郎氏も交戦が一年半もつづいた大内乱であつたとみることに批判的で、「私はそれを全たく信ずることができない」とまで断言している。大和王朝軍団もこれを徹底捜索し追跡するだけの人員少なく、すでに長期駐屯で疲弊著しく、士気の低下もみられていることから深追いできず、その取逃した代償行為として、磐井の権勢を表わす石人石馬を破壊し引揚げたにすぎないと考えるのである。しかし、自から造つたそれら石人石馬を遺し、それに背を向けてただ一人敗走する磐井の心中を察せば、急成長を示すかつての同盟王朝に臣従できぬ自尊と空しさ、卑弥呼の子孫“筑紫の君”としての祭祀墓陵の保護使命、幾世代をも重ね交流を保つた新羅ら朝鮮半島諸国との信義のはざまから、耐え難い屈辱と苦惱の形相があつたに違いない。

岩戸山古墳と磐井の乱の絡みから、古代末期の一つの体制の崩壊をみつめてきた。求める視点は古代刑罰の体制とその背景、そしてその底流ではあるが、本考察を通じ、私は素朴な古代の民族的・氏族的確信、習慣的認知により、かなり広域に形成された地縁的共同体での社会的制裁、いわゆる刑罰(裸体刑を中心としてみると)というものは、政治権力の交代により、また新たな法規(律令)・命令により、一朝一夕で容易に変わりうるものでないことを、一層認識することになった。

磐井の「男根を露呈する裸体石人」への推理は多様であるが決して罪囚への暴虐・変態を意味した反逆の文化・反逆の遺物ではなく、磐井の乱の結果からみた巨視的史評として、むしろ法の支配・法の統一をめざし、律令国家体制・中央集権の国家体制へと脱皮しようとする大局的時流と噛み合わない律令施行のズレを、一層浮彫りにし明らかにする断層部分であり、そこに、さらば「男根を露呈する裸体石人」をして、古代刑罰の残影をみるのである。

## 四 穢除の裸体刑を推察する時代背景参考年表

前五〇～一八〇  
上古(年代不詳)

倭は百余国をなす（漢書）  
倭國に天津罪。国津罪あり（礼記）

伊邪那岐命は伊邪那美命のあとを追い、黄泉の国に至り、伊邪那美命の死屍を見て還る。穢き死の国から戻ったため、筑紫の日向の橘たちばなのおとのあわぎ門之阿波岐原で禊祓をする。この際、杖・帯・裳・衣・禪・冠・手纏の類を投げ棄て、全裸で水に入り水禊をしたとある（古事記）三浦周行「信仰と法律」『統法制史の研究』五〇一頁、中田薰「古法の触穢」『法制史論集』第三巻、高柳真三「上古の罪と祓および刑」（一）・法学一五卷一号）

司馬遷は『史記』に、「紀元前の二一九年、奏の始皇帝より不老不死の仙薬を求めるよう命を受けた

徐福が、五穀の種と三千人の童男童女・百人の工人（生産技術者）を伴い連雲港市を船出、東海中の三神山・蓬萊の国にある平原広澤（筑紫平野をさすといわれる）を得てその地にとどまり、王となりて帰らず」との徐福伝説を記す。のち筑紫八女・佐賀諸富・紀州新宮などに、この伝説永く伝わる（史記）淮南衡山列伝・佐賀市金立神社「渡來図」）

倭奴国王、後漢に朝貢、天明四年（一七八四）博多・志賀島で出土の金印がこれを裏付ける（後漢書倭伝）

倭国大乱（後漢書東夷伝、梁書諸夷伝）

この頃、仲哀天皇の后である神功皇后、熊襲を討つため筑紫の権日宮で「空国の熊襲を討つより宝国新羅を帰服させよ」との神託を天皇に伝え、天皇は「朕を誘わす」と、神託を疑つたため神の怒りに触れ急死、皇后は生剝・逆剝・阿離あなはら・溝埋・戻戸くそへ・上通おやこた下通婚かわけ・馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚の罪を解ほらえ改めるため國の大祓をなす（古事記・仲哀天皇八年紀）

一八八

二〇〇

二〇四

この頃、邪馬台国で卑弥呼が女王に立ち、争乱ようやくおさまる（後漢書東夷伝）

二〇九

武内宿弥を筑紫に遣わし、その百姓監察のため盟神探湯をおこなう（応神紀九年四月条）

二三九

卑弥呼が大夫難升米らを魏に使わし、魏の明帝より親魏倭王の称と鏡・金印紫綬などを受ける（魏志倭人伝）

二四八

この頃、鬼道に仕え、よく衆を惑わすとの卑弥呼死す。奴婢百余人、径百歩の卑弥呼の塚に殉葬される。その死後、男王を立てるも誅殺たえず千人余死亡。宗女壱与（一三歳）を立て、ようやく国内安定（魏志倭人伝）

三〇〇

この年代、倭国では農耕妨害罪を主とし、天津罪・国津罪がなお存在。刑罰は祓物を科し、髪や手足の瓜を抜いて贖わしめるものや、財産刑として千位（座）置戸や、山部・屯倉の没収などをみる（記紀）

三五〇

この頃、車持君が筑紫に至り、天子の百姓である車持部をほしいままに検校した挙句、神祇に奉られる車持部を奪つたため、悪解除・善解除を負わせ、長渚崎にて水祓、筑紫の車持部を掌ることを禁じ、これを没収（履中天皇五年紀一〇月条）

三九一

倭の大軍、南朝鮮に侵攻（高句麗好太王碑）

四〇二

朴堤上、人質となる（三国遺事）

四一五

詔勅により味樅丘において盟神探湯をなし、諸国の姓氏の濫れをただす（允恭天皇四年紀九月条）

四一七

この頃、筑紫で朴堤上の人質奪回事件あり（三国遺事）

四二五

阿雲連浜子、謀反の罪により黥刑（入墨）に処される（履仲紀）

四四三

大和朝廷に刑罰担当官司として刑部が置かれる。牢獄（囹圄・獄舎）は物部氏が管掌（允恭天皇三年紀）

四六八

吉備の乱（雄略天皇七年紀）

四七一

筑紫領県主に泥麻呂の名をみる（雄略天皇十年紀）

四七八

筑後水沼君の犬、吳の獻上する鷺を喰い殺したため鴻十隻と養鳥人を進貢して贖罪（雄略天皇二十二年）

年紀)

四七九 筑紫の安置臣（安致臣）。馬銅臣など、船師を率いて高麗を討つ（雄略天皇二十三年紀）

四八三 御糧を奪った猪甘の老人、飛鳥の河原で斬首され、一族は縁坐して膝の筋を断つ刑罰に処される（清寧紀）

四九一 的臣蚊嶋と穗笠君、罪あり繫獄中に獄死（仁賢天皇四年紀五月条）

五〇七 大和朝廷の有力者大伴金村、武裂（大王・天皇）の死後、男子の皇統後継者がいなため、群臣にはかり仲哀天皇の五世の孫である丹波の倭彦王を推挙擁立しようとして失敗、応神天皇の五世の孫であり、近江国生れで越前国坂井郡三国の高向（現在の福井県丸岡町）にいる大迹王（男大迹）を、仁賢天皇の娘手白香王女（手白髮皇后）の入婿として迎え、河内の樟葉で即位、繼体天皇とする（上宮記、古事記、日本書紀、直木孝次郎「繼体朝の動乱と神武伝説」『日本古代国家の構造』所収、林屋辰三郎「繼体・欽明朝内乱の史的分析」『古代國家の解体』所収、黒岩重吾「古代史の巨大な謎、繼体天皇」雑誌「歴史街道」P.H.P研究所。一九九一年一二月号）

五一二

物部氏の支族である穗積臣押山、百濟に使す。この功により筑紫国の馬四十匹を賜わる（日本書紀）  
大伴大連金村。穗積臣押山ら、百濟が割譲を望む任那の上哆唎（おこしたり）・下哆唎（あるたり）。娑陀。牟婁の四県を、申出どおり割譲、これより朝鮮半島での日本の力量、威信が著しく低下したといわれる（先代旧事本紀）。これにつき百濟の賂を受けたとの流言あり（日本書紀）

五二三

百濟の武寧王死没。のちに、この王妃の墓誌に「不從律令」の呪符文字をみる（武寧王妃墓誌）

五二七

この頃、北九州の筑紫一帯に陰陽道深く滲透

五二八

磐井の乱おこる。筑紫国造磐井、新羅と通じ大陸出兵を阻む。繼体天皇は近江毛野臣（けぬおか）を大將軍に、六万の兵を授け西下させこれを討たす（繼体天皇二十一年紀）  
この年十一月、筑後御井ヶ原での決戦ののち、磐井は豊前の山中に遁れ身を隠す（筑紫国風土記逸文）。古事記では磐井が天皇の命に従わず、無礼が多いことから物部鹿鹿火（物部荒甲）大連・大伴金村連を差向け磐井を斬ったと伝える。その際、生前築造の裸体石人や石馬など破壊される。その子葛子は

- 父の叛逆罪への連坐を免れるため糟屋（粕屋）屯倉を献上して死を贖うことを求め赦される（繼体天皇紀）
- 筑紫に二屯倉、豊に五屯倉、火に一屯倉置かれる
- 磐井、上妻の県に生前つくらせた前方後円墳（岩戸山古墳）に葬られる（筑後国風土記逸文）
- 近江毛野臣、新羅、百濟の任那進出阻止に失敗（日本書紀）
- 近江毛野臣、任那在留日本人と現地の混血兒にからむ多くの訴訟に盟神探湯の法を用いる（繼体天皇十四年紀九月条）
- 近江毛野臣、任那から帰国の途次、対馬において没（日本書紀）
- 二月七日繼体天皇崩御、攝津國三島の藍野陵に葬られる。十二月五日その子欽明天皇即位（日本書紀、上宮聖德法王帝説）。在位四〇年、磐井の乱の戦後処理と、その後の政治秩序の推進なされる。『百濟本記』には、この年「日本天皇太子皇子俱崩薨」とある。『古事記』では磐井の乱勃発年に該たる五二七年に崩御と記し、この年、大和王朝内での皇位継承をめぐる争乱・大政変のあつたことが推知される。所謂『百濟本記』の伝聞である。『辛亥の変』。また、この頃、朝鮮半島も動乱著しく高麗の安蔵王が殺害されたという（百濟本記、三国史記）
- 任那の金官伽耶国（南加羅王）、新羅の軍門に下る（三国史記）
- 武藏国造の乱あり。この頃、皇后・妃などのため屯倉（穀物倉）が集中的に増設され、その長を田令と呼び、その地方の政厅ともなす（日本書紀）
- 「夫れ筑紫國は遙く遙く朝でいる所、去來の関門にする所なり」と、筑紫那津（博多）に諸国から非常用の貯蔵穀物を搬入させ、官の建物（官家）も修造される（日本書紀）
- この年、新羅で律令を定め、年号も初めて設けられる（三国遺事、新羅法興王二十二年）
- 大伴連狹手彦（金村の子）、大軍を率いて任那に赴き、百濟を救う
- 百濟より仏教伝来、百濟聖明王が仏像と經論を倭国（欽明天皇）に贈り、仏教正式伝来とされる（上宮聖德法王帝説、元興寺縁起）
- 大伴金村、物部尾輿らに、かつての任那四県割譲事件の失敗を指弾され失脚、難波住吉の邸に引退、
- 五四〇

## 五五四

以降、大伴氏の勢力大きく衰退、蘇我・物部氏の勢力伸長。十月、百濟が任那（伽羅諸国ら）の支配権奪回のため筑紫に使者を遣わし援軍を求める。佐伯連・内臣らと那津官家（迎賓館である鴻臚館とみる）で会談。内臣、兵千人。馬百匹。船四十隻を率い百濟救援に向かう。百濟聖明王戦死、以降四〇年余大和朝廷と百濟の関係冷却（日本書紀、三国史記）この年、筑紫国造として鞍橋君の名がみられる。包围された新羅の将余昌らを援軍の筑紫国造が強弓により「鞍の前後橋を通して其被甲の領会に及ぶ」勇猛さで脱出させたことから、余昌は筑紫君らを讃え、「尊びて名けて鞍橋君と曰う」とある（欽明天皇十五年紀）

## 五五六

筑紫火君の兵士と水軍（船師）ら千人、人質である百濟の王子恵を護送して帰国させる（欽明天皇十七年紀・百濟本記）

## 五六二

「投火為刑、蓋古之制也」（欽明天皇二十三年紀六月条）と、火に罪囚を投入れる。「焚殺」は古来の制であると伝える。また「火焼」（火刑）と「川入」（水没刑）も伝えられる（皇大神宮儀式帳）。焼斧に触れさせる斧鉄の鉄火審もあり（日本書紀）

## 五七一

欽明天皇崩御、在位中、仏教文化の攝取、屯倉の増設、渡来人の登用、百濟への援助など積極的になされる

## 五八五

この頃より、蘇我・物部氏の対朝鮮半島対策をめぐる対立激化  
任那復興回復のため、二万の軍を筑紫に派遣、渡海せず四年後に兵を帰す

## 五九一

蘇我馬子、東漢直駒の手で崇峻天皇を殺害、東漢直駒は馬子により殺される（崇峻天皇五年紀）

## 六〇二

來目皇子を筑紫に遣わす。渡海せず新羅の動きに備える  
征新羅將軍來目皇子、筑紫の地に薨ず（推古天皇十一年紀）

## 六〇三

聖德太子、十七條憲法公布（推古天皇十二年紀）  
筑紫太宰が設けられる。遠の朝廷と呼ばれ、筑紫總領（他に周防總領・吉備總領などと呼ぶ地あり）

## 六〇四

の後身

## 六二三

再び新羅征討計画立てられる

六三〇	諸国で群盜跋扈（日本書紀）
六三七	唐で貞觀律令を制定（唐・貞觀十一年紀）
六四三	筑紫太宰、百濟国王尼翫岐弟王子の来朝を奉奏（皇極天皇二年紀）
六四五	大化革新、中大兄皇子・中臣鎌足ら蘇我入鹿を宮中に殺害（孝德天皇元年紀）
六五一	新羅の使者知万、筑紫沖に停泊し来朝、唐の礼服であることを外交上大いに疑い追い返す（白雉二年紀）
六六二	五月、征新羅大將軍阿曇比邏夫連の率いる軍船一〇七隻、百濟の亡命王子豊璋を送還すると共に百濟救援に出陣
六六三	唐・新羅連合軍と白村江の戦に敗れ、筑紫君薩夜麻、筑紫三宅連得許ら唐軍の捕囚となる（天智天皇二年紀、百濟本紀） <small>旧唐書</small>
六六四	この年、対馬・壱岐・筑紫に防人・烽を置き、筑紫に防壘・水城が築かれる（天智天皇三年紀）
六七一	近江令施行
六七二	壬申の乱、弘文天皇の使者佐伯男、筑紫に至り兵を興することを促す。筑紫太宰の栗隈王、命に従わず（日本書紀）
六七六	死罪・没官・三流・徒罪の刑種をみる（天武天皇五年紀）
六八二	杖罪のみをみる（天武天皇十一年紀）
六九〇	この年、天武天皇の前で大隅隼人と阿多隼人、天覽相撲をおこなう（天武天皇十一年紀）
七〇〇	刑部省に解部百人が配属される（日本書紀）
七〇一	竺志（筑紫）の惣領に勅し、犯に準じて罪を決せしむ（文武天皇四年紀、続日本紀）
七〇二	大宝律令完成公布（文武五年紀）筑紫の粕屋評が粕屋郡となる（和名抄）
七〇三	大宝律令施行、笞・杖・徒・流・死・の五刑を備える
七〇四	神紙令に「凡諸國須大祓者、毎郡出刀一口、皮一張、鍬一口、及雜物等、戸別麻一条」。其國造出馬一疋」と大祓（穢除）の儀式の拠出品を定める（日本書紀）

- (注) 天明四年（一七八四）博多・志賀島で出土の金印「漢委奴国王印」に関連のある近在の王国。一然著。金思燁訳『完訳・三国遺事』朝日新聞社。一九三〇年。
- (4) (3) (2) (1) 前掲書注(2)九四頁。
- 神祇令に「凡諸國須<sub>ニ</sub>大祓者、每<sub>レ</sub>郡出<sub>ニ</sub>刀一口、皮一張、鍬一口、及雜物等、戸別麻一条。其國造出<sub>ニ</sub>馬一疋」の規定がある（『古事記・祝詞』『日本古典文学大系（1）』岩波書店。一九五八年）。
- (5) 延喜式の『大祓詞』に天津罪・国津罪と二大別してあり。石井良助『日本法制史概要』一八頁。創文社、杉山晴康『日本法制史概論』三五頁以下。成文堂、重松一義『日本法制史稿要』九頁。敬文堂など多くの法制史書に所掲。
- 『三国史記』を踏まえ、堤上は朝鮮の忠臣として李朝の人民教化の書『三綱行実図』に絵入りで称讃されている。
- 平野邦雄「ヤマト王権と朝鮮」『岩波講座・日本歴史』I。
- 三品彰英「繼体紀の諸問題」（『日本書紀研究』第二冊所収）一九六六年。
- 鎌倉時代中期、ト部兼方による『日本書紀』注釈書。
- (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 「筑紫國風土記逸文」。同文は岩戸山古墳の傍にある石碑文に「文化二歳次壬戌十月下浣 高良山座主權僧正亮純書」としても刻まれている。
- 「風土記」『日本古典文学大系（2）』岩波書店。一九五八年。
- (11) 森貞次郎『岩戸山古墳』八九頁、同『筑紫風土記逸文に見える筑紫君岩井の墳墓』考古学雑誌第四一卷三号。
- (12) 岩戸山という山名は神奈川県十国峠の東方に標高七三四メートルの山があり、信州戸隠など各地にも岩戸という名、岩戸にちなむ多くの地名を見る。
- 七二二 稗田阿礼口誦。大朝臣安麻呂撰録の『古事記』献上される。磐井の乱も記す
- 七二三 『筑紫國風土記』が撰集される。解部（裁判官）と偷人（盜人・裸体囚人）。臓物（盗んだ猪四頭）の記述をはじめてみる（『筑紫國風土記逸文』）
- 七二〇 舎人親王ら『日本紀』（『日本書紀』）を撰上、磐井の乱を記述収録

- (14) 八女市教育委員会「岩戸山歴史資料館展示目録」七頁・一九八八年。
- (15) 斎藤忠編『日本古代遺跡の研究』四一四・四二一頁・吉川弘文館・一九七一年。
- (16) 『筑後将土軍談』巻之四十八、『太宰管内志』筑後之七。
- (17) 杉山洋『岩戸山物語』二八頁・八女を記録する会・一九八三年。
- (18) 森本六爾「石人石馬」「日本考古図鑑大成」所掲。
- (19) 波多野晩三・小田富士雄「筑後・岩戸山古墳群新発見の埴輪列・石製品の調査」(『九州考古学』二〇巻・二一巻所掲)一九六四年。小田富士雄「石人石馬の系譜」「磐井の反乱」(『九州考古学研究』古墳時代篇)一九七九年。小田富士雄「筑紫の古墳」——壁画古墳と石人石馬の地帶——(『ゼミナール日本古代史』下巻・一九八〇年。小田富士雄「岩戸山古墳」)(森浩一編『探訪日本の古墳』西日本編)有斐閣・一九八一年。石野博信「古墳時代史」雄山閣・一九九〇年。
- (20) 柳田敏司・金子真士ほか『埼玉稻荷山古墳』埼玉県教育委員会・一九八〇年。
- (21) 辰巳和弘『高殿の古代学』白水社・一九九〇年。
- (22) 森山邦人「岩戸山古墳」(森浩一企画編集『日本の遺跡発掘物語』七・古代古墳III・西日本)社会思想社・一九八四年。
- (23) 村上貞助『蝦夷生計図』にみられる「犬の睾丸の筋を抜く図」「熊の牙を折り去る図」「子熊を挟み殺す図」。重松一義『北海道行刑史』図譜出版・一九七〇年。
- (24) 「続紀」延暦十年九月十六日の条、『類聚三代格』延暦十年九月十六日の太政官符。
- (25) 宮島正人「筑後国風土記逸文に見る外来信仰」(上)雑誌『東アジアの古代文化』四五号一四五頁所掲・大和書房・一九八五年。
- (26) 山尾幸久『日本古代の国家形成』一四二頁・大和書房・一九八六年。
- (27) 黒板勝美「我が上代に於ける道家思想及道教に就て」(雑誌『史林』八巻一号所掲)一九二三年。
- (28) 重松明久『邪馬台国の研究』七九〇八一頁・白陵社・一九六九年。重松明久『古墳と古代宗教』学生社・一九七八年。
- (29) 藏之助奉納相撲については、平成二年一〇月一六日、福岡県警察史編纂の機会に、同県警本部野口信明・那川雅弘・松本信康氏と共に同地を訪れ、別荘脇茶店「伊勢屋」の御婦人中島とみ子さんより聞き得たものである。由来は定かで

## (47) 筑紫岩戸山古墳の囚人石像

ないが四十七士の仇討にあやからせ隠れ蓑とした磐井への慰靈と考えられる。

(30) 「岩戸山歴史資料館展示目録」二九頁の解説によれば、垂飾付耳飾りは全長九五ミリ・重さ一二・二グラム、兵庫鎖で連結された純金製。「兵庫鎖の上下端に各二枚の心葉形環珞が取り付けられる。これの外縁は九縁となつて、刻みを入れる。最下の垂下飾は卵形に切り取った薄板を三面体に蠟付けし、その接ぎ目には刻目を入れ、外縁には金粒を吹きつけて加飾。三面体の最下端には、水滴状の四個からなる連球飾をつけ、基部にも金粒が吹き付けられている」と説明されている。

(31) 「肥前風土記」には、任那を鎮め百濟を救つた大伴狹手彦さひなが、肥前松浦の日下部君の姫で巫子でもある弟曰姫子おひひめと結婚、生別する記述をみる。これは悲史「松浦佐用姫伝説」として今日に伝わり、各地に「さよ」「おさよ」という名の女性が人柱として捧げられる伝説を生んでいる。

(32) 赤崎敏男「筑紫君磐井の里を訪ねて」(小田富士雄編『古代を考える・磐井の乱』二四二～二六一頁要約) 吉川弘文館・一九九一年。

吉田孝「呪文と律令」『日本の歴史』月報<sup>4</sup>の別冊・小学館・一九七四年。

(33) (34) 潧川政次郎『日本行刑史』三三頁・青蛙房・一七九二年、同「台灣人の民間信仰と我が神道及び陰陽道」(『国学院大学日本文化研究所紀要』第二二輯)・一九六八年。

(35) (36) 重松明久「卑弥呼の鬼道と前方後円墳」(前掲『古墳と古代宗教』所収)、同『日本神話の謎を解く』一七七～一七八頁・P.H.P研究所・一九八三年、大和岩雄「邪馬台國は「二カ所あつた」」一〇八頁・大和書房・一九九〇年。

(37) (38) 村山正雄「七支力」銘字一考(『朝鮮歴史論集』上巻一四八～一五〇頁) 龍溪書舎・一九七七年。

(39) 雍徳忠『道教史』二六頁～二八頁・山川出版社・一九七七年、山尾幸久『古代の日朝関係』一八一～一八二頁・搞書房・一九八九年より引用。

(40) (41) 重松一義「岩戸山古墳にみるわが国最古の囚人石像」(拙著『日本刑罰史蹟考』二二二頁所収)・成文堂・一九八五年。なお対比できないが大場磐雄「性器をあらわした埴輪」(『大場磐雄著作集』第三巻・原史文化論考所収)・雄山閣・一九七七年。

平野邦雄「磐井の乱」国史大辞典(1)八三四頁・吉川弘文館・一九七九年。

小田富士雄編『古代を考える・磐井の乱』三頁・吉川弘文館・一九九一年。

- (41) 原田大六『磐井の叛乱』三一書房・一九六三年。  
 ○年。  
 (42) 古田武彦『古代史六〇の証言』五一頁・駿々堂・一九九一年、古田武彦編『倭国の源流と九州王朝』新泉社・一九九〇年。

- (43) 坂本太郎「日本古代史の基礎的研究」『国学院雑誌』六二・二巻九号・昭和三六年（坂本太郎著作集第二巻『古事記と日本書紀』三四二頁・縦体紀の史料批判の項に所収・吉川弘文館・一九八八年）。

### あとがき

かつて、磐井の墓については、「岩戸山古墳にみるわが国最古の囚人石像」と題し、拙著『日本刑罰史蹟考』（成文堂・一九八五年）に収録したことがあるものの、私の研究領域は考古学・古代史ではなく、本来、門外漢と云うべき者である。ただ法制史・刑罰史・刑事政策の一研究者としての立場から、不透明な法の最古の部分は平素からつねに興味深く注目しつづけてきたので、その文献・学説はできるかぎりにおいて渉猟・熟読・拝読してきた。

一昨年、日本法律家協会事務局長森昭三氏より、同協会の専門雑誌『法の支配』(LAW OF LAW)八五号に法曹関係者向きの読物として小稿を求められ、「古代囚人石像」の謎について的外れの独断論を記してみた。これについて、磐井の乱に造詣深い斯界の権威・福岡大文学部教授の小田富士夫氏から「古代の刑罰については関心をもつておりますし、法律関係の方の御意見を伺いたいと、かねがね思つていましたので面白く拝見しました。裸体石人をすべて囚人とみると現代的解釈で、古代の埴輪祭式には屡々みるところで、祭儀の一要素とみるのが歴史学の人々の解釈であります。これを刑罰と解釈したのは風土記をつくった奈良時代人の解釈ですから、この時には埴輪の意味は忘れられていました」との趣意を記された私信による評をいただいた。私はこのご直言・ご教示、まことに有難く光榮とするもので、この問題につき法的側面からの本格的学術研究の必要を痛感したものである。と同時に、紙数の制約その他から、

より学術的な記述での補筆・肉付けの必要を感じ、本稿の機会において本文の大幅な加筆・年表・図・写真の添付などを及ぼすながら試みてみた。

神法から俗法へと向かう古代人からの脱皮、古代国家の統一過程にみる法秩序がどのようなものであつたのか、盲者象の背を撫でるような独断的推理と仮説にすぎないが、法のロマンと云うべきか、より実証的な手がありで、この謎深い空白の時代を法的にも鮮明にしたいものである。